

令和3年3月18日

関係各位

株式会社東芝

調査者

弁護士 前 田 陽 司

弁護士 木 崎 孝

弁護士 中 村 隆 夫

調査者ホットライン設置のご案内

当職らは、令和3年3月18日に開催された株式会社東芝（以下「会社」といいます。）の臨時株主総会において、令和2年7月31日開催の会社の第181期定時株主総会（以下「第181期定時株主総会」といいます）が公正に運営されたか否かについて調査するために、会社法316条2項の調査者として選任されました。

臨時株主総会の招集を請求した株主が、第181期定時株主総会の運営に関して主張している疑義内容は以下のとおりです。

① 議決権集計問題

第181期定時株主総会の前日までに議決権行使集計業務を受託している三井住友信託銀行に持ち込まれた議決権行使書面1,139枚を有効な議決権として集計しないという不正な処理が行われたことが明らかにされているが、さらに、報道や議決権行使書面等の閲覧謄写を行ったところによると、議決権行使書面の集計に関しては、これだけでは説明のつかない不自然な点が数多く存在している。

② 圧力問題

一部の株主が圧力を受け議決権行使を行わなかったことや、議決権行使助言会社が圧力を受けたことについても報道がなされている。この点に関し、会社の主だった株主数十社に質問を行ったところ、実際に、圧力により議決権行使を行うことを断念した株主が存在していることが確認された。

そこで、当職らは、第181期定時株主総会の運営が公正に運営された否かを判断するために、株主から呈されている疑義についての事実関係の把握を目的として、ホットラインを設置することとしましたので、ご案内致します。

株主から呈されている上記2点の疑義に関して何らかの情報をお持ちの方、また、それ以外でも第181期定時総会運営に関して何らかの疑義をお持ちの方は、ぜひ積極的に情報をお寄せいただければ幸いです。

1. 担当窓口・通報の方法

本ホットラインへの通報は、下記の電話、Eメール又は郵送でお願い致します。調査者あるいは調査者が選任する補助者（弁護士）が対応致します。

〈電話による通報先〉

【日本語】和田倉門法律事務所 03-6212-8100

【英語】外国法共同事業オムベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 03-5293-2764

「東芝関係のホットライン通報」である旨お申し出下さい。

日本語については、調査者の弁護士中村隆夫、補助者の弁護士瀬川慶、小林貴樹又は山城在生が、英語については調査者の弁護士前田陽司が対応致します。

〈Eメールによる通報先〉

専用アドレス：toshibahotline@wadakura.jp

〈郵送による通報先〉

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1

大手町ファーストスクエア イーストタワー19階

和田倉門法律事務所 弁護士中村隆夫宛て

2. 通報内容の取扱いについて

- (1) お寄せいただいた通報内容は、本調査のためのみに使用します。
- (2) 公表を予定している調査報告書内で、必要に応じて通報内容に言及する場合がありますが、通報者名を会社に伝えたり公表したりすることはありません。

3. 不利益取扱いの禁止について

会社は、本ホットラインへ通報したことを理由に通報者に不利益を課すことは一切しないことを約束しています。

以上